

別記様式第1号（第4条関係）

令和 4年 9月 1日

文京区長 殿

団体名 南戸崎町会
代表者 氏名 会長 奥山 裕一
住所 文京区小石川 3-23-6
連絡先 03-3812-0005

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

南戸崎町会は、千川通り沿いに位置しております。昨今、町会内及び隣接町会では建設工事が行われ、それに伴い、大型車両の行き来が多く、住民は事故の危険性が高まっていることを認識しております。
また、当地域では、日中は人通りがあるものの夜間になると人通りは少なく、裏路地に入ると、暗く見通しの利かない危険な個所も随所に見受けられます。重大犯罪の発生こそないものの、マンション住まいの世帯も多く地域の防犯対策への目が行き届きにくいことに加え、戸建て住宅には高齢世帯やひとり暮らしの高齢者も住んでおり、今後、高齢者を狙った特殊詐欺の発生も懸念されています。
そこで、地域の安全な生活環境を確保し、住民が安心して暮らせるようにするためには、地域全体で協力して防犯対策に取り組んでいくことが効果的であると考え、安全・安心まちづくり推進地区指定の申請を行うこととしました。

2 申請内容(指定希望範囲も明記する。地図等も添付する。)

防犯対策を推進する地区として申請します。
南戸崎町会では、週1回の町内防犯パトロールを行っており、町会役員がパトロールを実践し、子どもの見守り活動を行うことにより、身近な犯罪の防止につなげています。
町会役員会において、防犯に関する情報の共有や、防犯意識の向上を図っており、今後も、安全な生活環境を確保するため、町会役員を中心に地域住民の協働意識を高め、住民一体となってこれらの活動を継続していきます。
地域内に設置することにより犯罪抑止の効果が期待できる防犯カメラの導入を視野に入れ、積極的に防犯活動に取り組んでいく所存です。
指定希望地域については、別紙(地図)を添付します。

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

南戸崎町会地区

4 指定を希望する期間

指定後5年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況(詳細に記載)

(1) これまでの地域活動(実績)

① 防犯会議

町会定例会の会議の中で防犯会議を開催し、地域周辺の情報を共有することで、防犯意識の向上を図っています。

② 防犯パトロール

週1回、町内を巡回する防犯パトロールを実施し、自転車盗等の身近な犯罪の防止や、児童の安全を確保するための見守り活動を行っています。

また、パトロールしている姿を見せる警戒を行うことにより、犯罪を起こさせない環境づくりに努めています。

③ 住民同士の連携

町会役員が先導し、挨拶や声かけ等を積極的に行うことにより、地域の絆を深め、防犯意識の向上を図っています。

今後もこれらの活動に継続して取り組み、安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

(2) 今後の活動内容(予定又は今後の希望)

① 子どもも含めて、防犯について町内で学習する場を設けることにより、町内一体となった活動を目指します。

② 警察署との連絡・連携を行うことで防犯に関する情報をより多く収集するとともに、警察との合同パトロールも実施し、町内の巡回を強化していきます。

③ 作成し掲出、配付を行った防災マップを活用し、パトロールや会議を通じて町内で幅広く情報を共有し、住民の防犯意識を高めていきます。

④ 住民同士のコミュニケーションをさらに深め、防犯活動をより充実したものにしていきます。

⑤ 町内に防犯カメラを設置することで、犯罪の抑止効果を期待します。

※地域の各種団体と協働している実績がわかる資料を添付すること

